

## 目 次

刊行にあたって	1
「しまねレッドデータブック」について	3
改訂の背景	5
改訂作業の概要	7
選定結果（動物編）	14
選定種の解説項目と内容	16
島根県市町村地図	18
自然保護に関する主な法令等	19
<b>選定種の解説</b>	21
哺乳類	23
鳥類	35
両生類・爬虫類	69
汽水・淡水魚類	79
昆虫類	95
クモ類	223
甲殻類	231
陸・淡水産貝類	241
サンゴ類	257
淡水海綿類	261
<b>資 料</b>	265
執筆者一覧	267
文 献	280
写真撮影者等一覧	306
<b>索 引</b>	312

## 刊行にあたって

鳥根県は、東西およそ200kmにわたる細長い本土部分と日本海に浮かぶ隠岐諸島などからなります。南部県境に連なる中国山地ではブナの自然林など豊かな森林地帯が広がり、斐伊川、江の川、高津川などの源流となっています。古くから農業や林業、良質な砂鉄を原料とするたたら製鉄などが営まれ、自然と調和した里山などの地域が形成されてきました。

また、国内最大の汽水域でラムサール条約湿地に登録されている宍道湖・中海、さらに特異な地質形成や独自の生態系などが認められ、平成25年9月に世界ジオパークに認定された隠岐諸島など、優れた自然環境を有し、多様な野生動植物が生息・生育しています。

一方で、近年の産業や生活様式の変化による自然環境への負荷や、外来種の侵入などにより、多くの動植物が絶滅の危機に直面しています。鳥根の豊かな自然を未来に引き継いでいくことは、私たちの願いであるとともに、課せられた責務でもあります。

県では、平成11年に「鳥根環境基本計画」を策定し、「人と自然の共生の確保」を基本目標の一つに掲げ、生物多様性の確保に向けて施策を進めています。また、「鳥根県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成22年3月に公布し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策の強化を図っています。

こうした施策の一環として、県内の希少な野生動植物の状況について、県民の皆様へ情報提供を行うため、平成9年に全国に先駆けて、「しまねレッドデータブック」を発行しました。その後、平成16年に改訂を行い、開発行為等に際しての保護対策の基礎資料としても活用いただけてきました。

平成22年には、生息生育実態等の状況変化など最新の情報を反映させた第2次改訂版を作成するために、「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置しました。委員会で検討を重ね、昨年3月に「改訂しまねレッドデータブック」の「2013植物編」を先行して発行し、そして、このたび「2014動物編」を発行する運びとなりました。

本書が鳥根の豊かな自然環境や多様な野生動植物を守るための基礎資料として活用され、県民の皆様の自然保護に対する理解を深めていただくきっかけになることを願っております。

終わりに、しまねレッドデータブック改訂委員会委員の皆様をはじめ、本書の発行に御協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

鳥根県知事 溝 口 善兵衛

「しまねレッドデータブック」について

## 改訂の背景

### 1 これまでのレッドデータブック発行状況について

#### (1)平成9年3月「しまねレッドデータブック」発行

(経緯等)

平成5年6月に「島根県貴重野生動植物選定委員会」を設置し、平成7年3月に学術的貴重性により整理した「島根県貴重野生動植物リスト」を作成。このリストの中から保護施策を展開していくことを主眼に選定し、平成9年3月に「しまねレッドデータブック」を発行。

(掲載種数)

掲載種数は下表のとおりである。

分類群		緊急保護	要保護	要注意	合計
動物	哺乳類	3	1	9	13
	鳥類	4	8	25	37
	両生類・爬虫類		4	3	7
	汽水・淡水魚類		8	7	15
	昆虫類	3	25	60	88
	陸・淡水産貝類		14	17	31
	動物小計	10	60	121	191
植物（維管束植物）		6	42	76	124
合計		16	102	197	315

#### (2)平成16年3月「改訂しまねレッドデータブック」発行

(経緯等)

平成13年7月に「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置し、カテゴリー区分、掲載分類群の見直し等について検討し、掲載種の選定、評価を行い、平成16年3月に「改訂しまねレッドデータブック」を発行。

(主な改正点)

国に準じてカテゴリー区分を変更、分類群の追加（甲殻類、クモ類、蘚苔類、地衣類、菌類など）、掲載種数の追加（315種→836種）

(掲載種数)

掲載種数は下表のとおりである。

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両生類			3	3	6		9
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
動物小計	6	50	73	123	178	168	475	
植物	維管束植物	3	82	125	207	111	18	339
	蘚苔類		4	1	5	3		8
	藻類			1	1			1
	地衣類		5	1	6			6
	菌類		5	2	7			7
植物小計	3	96	130	226	114	18	361	
合計	9	146	203	349	292	186	836	

## 2 今回の第2次改訂について

- ・平成25年3月「改訂しまねレッドデータブック2013植物編」発行
- ・平成26年3月「改訂しまねレッドデータブック2014動物編」発行

### (1)改訂の必要性等について

- ①前回の改訂しまねレッドデータブック（平成16年3月発行）では、『掲載された動植物の状況は、年数とともに変化していく。また、今回の改訂に際して、その情報が不足しており、「情報不足」と評価された種や掲載すらできなかった種も少なくない。今後、継続的に調査、情報収集を行い、それらの情報に基づいた評価の見直しが行われる必要がある。このことから、5年～10年後を目処に改訂を行う必要がある。』と明記されている。
- ②平成22年3月に制定した「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策を強化したところであるが、この条例をより効果的に運用するためにも、しまねレッドデータブックの改訂が必須である。

このため、平成22年11月に「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置し、改訂作業を開始した。

### (2)改訂概要について

#### ①見直し内容について

前回の改訂（平成16年3月）では、掲載種の見直しだけでなく、カテゴリー区分や掲載分類群の見直し等も併せて行ったが、今回の改訂では、掲載種の見直しを主として行い、カテゴリー区分や掲載分類群は前回と同様とした。

#### ②掲載種数等について

今回の改訂により動植物あわせて計944種が選定された。前回と比較すると108種（動物75種、植物33種）の増加となっており、その内訳は、新規掲載151種（動物109種、植物42種）、今回掲載対象外等としたものは46種（動物37種、植物9種）であった。

新規掲載種は、新たに県内で発見され、生息が明らかになった種や、情報の蓄積により生息地や個体数の状況が明らかになった種などであった。

また、カテゴリー区分の変更状況は、上位のカテゴリー区分への変更が71種（動物24種、植物47種）、下位のカテゴリー区分への変更が22種（動物12種、植物10種）であった。

#### (掲載種数一覧)

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類					
動物	哺乳類	4	1	3	4	9	2	19
	鳥類	1	15	18	33	17	29	80
	両生類			2	2	8	1	11
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	6	9	15	7	1	24
	昆虫類	1	38	39	77	116	148	342
	クモ類			1	1	3	10	14
	甲殻類		1		1	7	9	17
	陸・淡水産貝類		4	7	11	20	2	33
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	7	65	79	144	196	203	550
植物	維管束植物	2	146	108	254	93	17	366
	蘚苔類		1	2	3	5	3	11
	藻類			1	1			1
	地衣類		5	1	6			6
	菌類		5	2	7	3		10
	植物小計	2	157	114	271	101	20	394
合計	9	222	193	415	297	223	944	

## 改訂作業の概要

### 1 検討体制と経過について

#### (1) しまねレッドデータブック改訂委員会の設置

しまねレッドデータブックの改訂に当たっては、平成22年11月1日に専門家による「しまねレッドデータブック改訂委員会」を設置し、改訂作業を開始した。

また、委員以外にも各分類群の専門家に協力者として掲載種の選定、評価及び解説原稿執筆等について御協力をいただいた。

#### (2) 会議の開催

##### ①平成22年11月1日

第1回しまねレッドデータブック改訂委員会全体会議開催

(検討事項等) 改訂方針、作業スケジュール、改訂作業の実施体制、各委員担当分野、掲載種の見直し作業等

##### ②平成23年12月15日

第2回しまねレッドデータブック改訂委員会全体会議開催

(検討事項等) 改訂スケジュール、改訂方針、現地調査、RDBの構成と作成様式、原稿作成等

### 2 改訂方針について

上記会議により改訂方針は以下のとおりとなった。

#### (1) 改訂作業について

##### ①修正の考え方について

基本的には前回改訂したRDB（平成16年3月発行）の時点修正を行う。

##### ②情報収集について

㊦各委員及び協力者との連携による情報収集

㊧既存の文献・資料による情報収集

㊨必要に応じて現地調査による情報収集

#### (2) カテゴリー区分について

前回のカテゴリーと同様とする。

(絶滅、野生絶滅、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類、準絶滅危惧、情報不足)

#### (3) 分類群（選定対象範囲）について

前回の分類群と同様とする。

##### ○動物

哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類、甲殻類、陸・淡水産貝類、サンゴ類、淡水海綿類

##### ○植物

維管束植物、蘚苔類、海藻類、地衣類、菌類

#### (4) RDBの作成時期等について

今回の改訂は、植物編と動物編の分冊で発行し、発行時期は、植物編を平成24年度、動物編を平成25年度を目処とする。

#### (5) アウトプットの方向性について

前回と同様に印刷物（冊子）と電子媒体（県ホームページ掲載）を作成。ただし印刷物は予算を考慮して作成。

### 3 現地調査（動物編）について

今回の動物編の改訂に当たり県が実施した現地調査の実施概要は以下のとおりであるが、それ以外にも各委員及び協力者が独自に現地調査等の情報収集をしていただいていることを申し添える。

#### (現地調査の実施概要)

それぞれの調査について、調査年月日、調査地、調査者名を記した。

## 哺乳類

平成23年 8月2日、10月27日 邑南町（大畑、井上）  
平成24年 5月20日、7月2日、9月9日 浜田市（大畑）  
平成24年 9月22日 江津市（大畑）  
平成25年 7月21日、9月17日 浜田市（大畑）  
平成25年10月21日 江津市（大畑）

## 鳥類

平成23年 4月25～28日 西ノ島町、海士町（佐藤、八幡、森、倉長、豊田、深谷）  
平成24年 4月24～28日 海士町、知夫村（八幡、森、豊田、深谷、前川）  
平成24年 5月27～31日 海士町、西ノ島町、隠岐の島町（八幡、森、中森、深谷、前川）  
平成25年 4月22～26日 海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町（佐藤、森、齋藤、深谷、前川）  
平成25年 6月28日～7月3日 隠岐の島町（佐藤、八幡、森、市橋、江崎、深谷、前川）  
平成25年 7月20～22日 隠岐の島町（八幡、森、市橋、深谷、前川）

## 両生類・爬虫類

平成24年 3月3日 安来市、奥出雲町（山口、岩田）  
平成24年 5月4日～平成25年 3月9日の間のうち延40日間 隠岐4町村を除く15市町（岩田）  
平成25年 8月3日～平成26年 1月18日の間のうち延8日間 松江市、安来市、西ノ島町など8市町（岩田）

## 汽水・淡水魚類

平成23年 8月2～4日 益田市、浜田市（田久和、中野）  
平成23年 8月30日 邑南町（桑原、辻井）  
平成24年 3月18日 松江市（山口、門脇和也）  
平成24年 8月1～3日 益田市、津和野町（山口、浅津）  
平成24年 8月20～22日 江津市、川本町、美郷町、邑南町（浅津、桑原）  
平成24年 9月19～20日 浜田市（浅津、中野）  
平成24年10月29～30日 隠岐の島町（越川）  
平成24年10月29～30日 松江市（桑原、田久和）  
平成25年 8月5～7日 浜田市（中野、中畑）  
平成25年 8月20～22日 益田市（寺岡、三宅）  
平成25年 9月18日 邑南町（山口、高橋）

## 昆虫類

平成23年 6月14日、7月13日、8月8～9日、8月27～28日、10月21～22日 雲南市（門脇、林）  
平成23年 7月12～13日 西ノ島町、知夫村（淀江、坂田）  
平成23年 7月28日 出雲市（門脇、林）  
平成23年 8月8日 松江市（門脇、林）  
平成23年 8月9～11日 隠岐の島町（淀江、坂田）  
平成24年 5月16日、6月17日 大田市（尾原）  
平成24年 5月19～20日 出雲市、邑南町（松田）  
平成24年 6月1日 大田市、江津市、浜田市（皆木、新部、星川）  
平成24年 6月14日、6月18日 出雲市（尾原）  
平成24年 6月30日～7月1日 浜田市、大田市、江津市（皆木、新部、星川）  
平成24年 7月23～24日 大田市、江津市、浜田市、益田市（新部、松田）  
平成24年 7月25日 出雲市（淀江、大浜、松田、三島）  
平成24年 7月25～26日 江津市、浜田市、益田市（門脇、林）  
平成24年 7月29日 江津市、浜田市（前田）  
平成24年 8月5日 大田市、益田市（前田）  
平成24年 8月11日 浜田市（門脇、林）  
平成24年 8月18日 益田市（皆木、新部、星川）  
平成24年 8月～9月 出雲市、大田市（皆木、林）  
平成25年 7月27～28日 出雲市、雲南市（門脇）  
平成25年 8月30～31日 大田市、江津市（淀江）  
平成25年 9月14日 松江市（淀江）

## クモ類

- 平成23年8月10～11日 益田市（景山、皆木）
- 平成24年9月1日 松江市、出雲市（景山、皆木）
- 平成24年9月30～10月1日 津和野町（景山、皆木）

## 甲殻類

- 平成23年6月1～2日 江津市、川本町、邑南町、美郷町（山口、辻井）
- 平成23年8月23～24日 隠岐の島町（山口、桑原）
- 平成23年8月31日～9月1日 浜田市、江津市（桑原、辻井）
- 平成24年9月5～6日 海士町、西ノ島町、隠岐の島町（桑原、中野）
- 平成24年9月19～20日 浜田市（浅津、中野）
- 平成25年8月5～7日 浜田市（中野、中畑）
- 平成25年8月20～22日 益田市（寺岡、三宅）
- 平成25年8月26～27日 松江市、出雲市（桑原）

## 陸・淡水産貝類

- 平成23年10月24日、11月25日、12月22日、平成24年2月19日 松江市（戸田、岸）
- 平成24年3月12～14日 海士町、西ノ島町、隠岐の島町（黒住、近見、野津、深谷）
- 平成24年7月15日 西ノ島町（近見、深谷）
- 平成24年7月26～28日 隠岐の島町（野津、増野）
- 平成24年8月3～5日 海士町、西ノ島町（近見、深谷、増野）
- 平成24年9月17～20日 海士町、西ノ島町、隠岐の島町（戸田、八幡、黒住、野津、深谷）
- 平成25年8月21～23日 隠岐の島町（八幡、深谷、増野）
- 平成25年11月1日 海士町（近見、深谷）
- 平成25年11月20～22日 隠岐の島町（戸田、八幡）
- 平成25年12月20～21日 海士町（戸田、近見、深谷）

## (参考)

改訂方針については、上記「2 改訂方針について」のとおりであるが、その他の改訂作業の取扱は前回改訂と同様な取扱としている。

参考となる改訂作業の取扱について、前回の改訂しまねレッドデータブック（平成16年3月発行）から抜粋する。

### 1 カテゴリーについて

国や他の都道府県との比較を行う上でも、また、広く一般の方にわかりやすくするためにも、できるだけ統一的なカテゴリー区分と要件を用いることが望ましいと判断し、基本的に環境省のカテゴリー区分に準拠することとした。

ただし、カテゴリーの要件については、鳥根県では定量的に評価するために必要な十分なデータが得られない種も多いことから、環境省カテゴリーの定性的要件のみを採用することとした。したがって、「絶滅危惧Ⅰ類」は、「ⅠA」と「ⅠB」に区分はしていない。

### 2 鳥根県固有評価の付記について

掲載された種について、鳥根県の固有・特産種、中国地方の固有・特産種等、全国的に分布域が局限される種、県内において分布域が隔離されている種、分布の限界が存在する種、基準標本産地がある種については、絶滅の危惧の度合いによるカテゴリー区分とは別に、県固有評価として評価区分を並記することとした。

### 3 選定対象範囲について

#### (1)共通の対象要件について

全ての分類群に共通する選定評価の対象要件は下記のとおりである。

なお、「種」には、「亜種」を含むものとした。

- ①県内で生息生育の記録がある種

- ②生物学的知見が比較的蓄積されている種
- ③陸産、汽水・淡水産及び人為の影響を受けやすい海岸棲の生物種
- ④外来種は対象外

明治維新以降に県外から導入された種を外来種とし、外国から導入された種だけでなく、国内の他の地域から導入された種も外来種として対象外とした。

- ⑤迷鳥や迷蝶等、県内に安定的に生息・生育しているとは考えにくい種、確認記録があるが誤同定が疑われる種は除く。

(2)分類群ごとの対象条件について

上記の共通の対象要件に加え、各分類群ごとに独自の対象要件を設定した場合は、各分類群の概説において、その旨を説明している。

## しまねレッドデータブック改訂委員会委員及び協力者名簿

### しまねレッドデータブック改訂委員会委員

	氏 名	所 属 等	担当分類群
委 員 長	松 野 煒	島根大学生物資源科学部名誉教授	両生類・爬虫類
副 委 員 長	杵 村 喜 則	元島根大学生物資源科学部助教授	維管束植物
委 員	秋 吉 英 雄	島根大学生物資源科学部准教授	両生類・爬虫類、サンゴ類、海藻類
	大 畑 純 二	(公財)しまね自然と環境財団客員研究員	哺乳類
	門 脇 久 志	環境省希少野生動植物種保存推進員	昆虫類
	國 井 秀 伸	島根大学汽水域研究センター教授	維管束植物（水生植物）
	越 川 敏 樹	(公財)ホシザキグリーン財団	汽水・淡水魚類
	佐 藤 仁 志	(公財)日本野鳥の会理事長	哺乳類、鳥類、汽水・淡水魚類、甲殻類
	下 瀬 敏	日本蘚苔類学会会員	蘚苔類
	戸 田 顕 史	(公財)島根県環境保健公社	陸・淡水産貝類
	前 川 二太郎	鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター教授	菌類
	八 幡 浩 二	隠岐自然倶楽部	隠岐の生物
委 員 及 び 作 業 チーム (注)	淀 江 賢 一 郎	山陰むしの会	昆虫類
	井 上 雅 仁	(公財)しまね自然と環境財団	維管束植物
	星 野 由 美 子	(公財)しまね自然と環境財団	鳥類
	皆 木 宏 明	(公財)しまね自然と環境財団	昆虫類
	森 茂 晃	(公財)ホシザキグリーン財団	鳥類
	山 口 勝 秀	(公財)ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類

(注) 作業チーム：(公財)しまね自然と環境財団及び(公財)ホシザキグリーン財団には、今回のしまねレッドデータブック改訂作業に係る作業チームとして各委員・協力者との連絡調整や情報収集の取りまとめを行っていただいた。

### 動物編協力者（選定・評価、原稿執筆、現地調査）

氏 名	所 属 等	分 類 群
浅 津 紳 司	(公財)ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
市 橋 直 規	山階鳥類研究所協力調査員	鳥類
伊 藤 文 紀	香川大学農学部教授	昆虫類
岩 田 貴 之	日本爬虫両棲類学会会員	両生類・爬虫類
江 崎 逸 郎	日本鳥学会会員	鳥類
大 浜 祥 治	山陰むしの会	昆虫類
鴛 海 智 佳	ミナミアカヒレタビラ研究会	汽水・淡水魚類
尾 原 和 夫	山陰むしの会	昆虫類
景 山 純 孝	日本蜘蛛学会会員	クモ類
門 脇 和 也	島根県自然保護レンジャー	汽水・淡水魚類
川 野 敬 介	豊田ホタルの里ミュージアム	昆虫類
岸 真	(公財)島根県環境保健公社	陸・淡水産貝類

倉長裕幸	隠岐ジオパークガイド倶楽部会員	鳥類
黒住耐二	千葉県立中央博物館主任上席研究員	陸・淡水産貝類
桑原友春	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
桑原崇	(公財) 島根県環境保健公社	陸・淡水産貝類
劔持康弘	株式会社ウエスコ	昆虫類
近藤高貴	大阪教育大学自然研究講座教授	陸・淡水産貝類
齋藤正幸	隠岐ジオパーク戦略会議	鳥類
坂田国嗣	山陰むしの会	昆虫類
佐々木興	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類
鈴木謙治	山陰むしの会	昆虫類
祖田周	山陰むしの会	昆虫類
高橋由也	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類
田久和剛史	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類
近見芳恵	NPO法人 隠岐しぜんむら	陸・淡水産貝類
辻井要介	島根大学汽水域研究センター協力研究員	汽水・淡水魚類、甲殻類
寺岡誠二	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
豊田暁	(公財) ホシザキグリーン財団	鳥類
長瀬翔	山陰むしの会	昆虫類
中野浩史	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
中畑勝見	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
中森純也	山階鳥類研究所協力調査員	鳥類
新部一太郎	島根大学生物資源科学部	昆虫類
野津大	環境省自然公園指導員	両生類・爬虫類、陸・淡水産貝類
林成多	(公財) ホシザキグリーン財団	昆虫類
平田正礼	隠岐ジオパークガイド倶楽部会員	陸・淡水産貝類
深谷治	NPO法人 隠岐しぜんむら	鳥類、陸・淡水産貝類
福井修二	山陰むしの会	昆虫類
星川和夫	元島根大学生物資源科学部教授	昆虫類
前川文吾	隠岐自然保護官事務所	鳥類、陸・淡水産貝類
前田泰生	島根大学名誉教授	昆虫類
増野和幸	山口県萩市立川上中学校校長	陸・淡水産貝類
益田芳樹	川崎医科大学自然科学教室教授	淡水産海綿類
松田隆嗣	島根大学大学院生物資源科学研究科	昆虫類
三島秀夫	島根県立三瓶自然館研究員	昆虫類
三宅恭輔	(公財) ホシザキグリーン財団・島根県立宍道湖自然館	汽水・淡水魚類、甲殻類
宮永龍一	島根大学生物資源科学部教授	昆虫類
山内健生	富山県衛生研究所主任研究員	甲殻類

(敬称略、50音順、所属等は平成26年2月1日現在)

※写真撮影者等は、306～311ページに掲載。

## 改訂版 カテゴリーの定義

カテゴリー及び基本概念	要件	
絶滅 Extinct (EX) 本県ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、本県ではすでに絶滅したと考えられる種	
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に本県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、本県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。	
絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered +Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去（30年～50年）の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。
	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。
準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 ①個体数が減少している。 ②生息条件が悪化している。 ③過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 ④交雑可能な別種が侵入している。	
情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	次に該当する種 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 ①どの生息地においても生息密度が低く希少である。 ②生息地が局限されている。 ③生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 ④生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。	

## 改訂版 島根県固有評価の定義

区分	要件
島根県固有種・特産種	「固有種」は世界的に島根県だけに分布。「特産種」は世界的に分布があるが国内では島根県だけに分布。
中国地方固有種・特産種・準特産種	「準特産種」は、中国地方を分布の本拠とするが、他地域にも分布が見られる種。具体的には中国地方以外の数（1～2）県に分布するもの。
分布域局限種	上記以外で全国的に分布が局限される種。具体的には本県以外の5県前後に分布するもの。
隔離分布種	島根県内において、分布域が隔離されている種。
分布限界種（北限、南限等）	島根県内に分布の限界（北限、南限等）が存在する種。
基準標本産地	島根県内に基準標本産地がある種について記載。

## 選定結果（動物編）

今回選定された掲載種数一覧

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類					
動物	哺乳類	4	1	3	4	9	2	19
	鳥類	1	15	18	33	17	29	80
	両生類			2	2	8	1	11
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	6	9	15	7	1	24
	昆虫類	1	38	39	77	116	148	342
	クモ類			1	1	3	10	14
	甲殻類		1		1	7	9	17
	陸・淡水産貝類		4	7	11	20	2	33
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	7	65	79	144	196	203	<b>550</b>

【参考】前回改訂（平成16年3月発行）の掲載種数一覧（動物）

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	合計	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両生類			3	3	6		9
	爬虫類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	6	50	73	123	178	168	<b>475</b>

前回改訂と比較したカテゴリー等変更状況一覧

変更状況等の区分	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	汽水・淡水魚類	昆虫類	クモ類	甲殻類	陸・淡水産貝類	サングコ類	淡水海綿類	合計
カテゴリー一区分変更なしの種	17	59	8	4	15	205	11	6	31	2	3	361
上位のカテゴリー一区分への変更種	0	3	0	0	4	17	0	0	0	0	0	24
下位のカテゴリー一区分への変更種	0	0	1	0	0	9	1	1	0	0	0	12
新規掲載種	0	5	2	0	2	85	2	10	2	1	0	109
情報不足からの変更種	2	5	0	0	1	22	0	0	0	0	0	30
情報不足への変更種	0	8	0	0	0	3	0	0	0	0	0	11
その他変更種	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
小計	19	80	11	4	24	342	14	17	33	3	3	550
掲載対象外等となった種	1	0	0	0	2	30	0	0	3	1	0	37

## 選定種の解説項目と内容

### 1. 構成

選定種の解説は、対象分類群ごと、カテゴリー区分ごとに掲載した。まず、分類群ごとに、分類群についての概要や選定の概要などの解説を行い、次に選定種ごとの解説を記載している。なお、参考文献については分類群ごとに、執筆者名については各選定種ごとに一括して巻末に掲載した。

### 2. 種ごとの解説項目と内容

#### (1)動物群名

目名と科名を記載した。

#### (2)種名(亜種名)

和名と学名を記載した。学名については、命名者、命名年も含めて記載した。

#### (3)カテゴリー区分

- ①鳥根県 鳥根県における評価区分を記載した。
- ②鳥根県固有評価 鳥根県における固有評価区分を記載した。
- ③環境省 環境省第4次レッドリスト(2012及び2013)のカテゴリー区分を記載した。

#### (4)写真掲載ページ

写真の掲載ページを記載した。

#### (5)選定理由

選定評価した理由を記載した。

#### (6)概要

形態、生態、国内分布などを記載した。

#### (7)県内での生息地域・生息環境

県内での生息地域は、できるだけ広域な名称や地形名及び市町村名を使用するが、生息場所が特定される地名等の使用は極力控えた。

例：県西部、隠岐諸島、宍道湖、松江市など

##### ①表について

生息地域及び生息環境を表で表した。

表中において、生息地域の区分は、別図のとおりである。

生息環境の区分のうち、山地、里地、平地の区分は下記のとおりとした。

山地地域 = 人口密度が50人未満、林野率が80%以上かつ耕地率が10%未満の地域。ただし、この条件に該当する場合でも、地形分類が丘陵地、台地、低地に該当する地域は里地とする。

里地地域 = 山地地域と平地地域の間位置する地域。

平地地域 = 人口密度が300人以上かつ林野率が50%未満の地域。ただし、この条件に該当する場合でも、地形区分が山地、山麓に該当する地域、または標高100メートル以上の地域は里地とする。

また、生息環境の区分は、下記のとおりとした。

森林 = 樹林地帯。林縁を含む。

農地 = 水田、畑地等。休耕田、水路等を含む。

河川 = 河川。河川敷、ヨシ原等を含む。

湖沼 = 湖、池、沼、湿地等。岸辺、ヨシ原等を含む。

なお、生息環境の区分は分類群、選定種の特性により、必要に応じて付加して表示している。

例：地中、崖地、洞窟、海上など

生息地域				山地地域			里地地域				平野地域				海岸地域						
東部	中部	西部	隠岐	森林	草原	河川	湖沼	森林	草原	農地	河川	湖沼	森林	草原	農地	河川	湖沼	林地	草地	砂浜	河口
	△	○	◎	○																	

<表中の記号について>

◎ = 数少ない繁殖地・群生地があるなどの重要な情報がある。

○ = 生息の確認記録がある。

△ = 生息記録はないが、生息の可能性がある。生息記録はあるが、古いかきわめてまれな確認例。

× = 絶滅・野生絶滅種のかつて確認地点。

## ②分布図について

基本的には、絶滅危惧（Ⅰ類及びⅡ類）について、分布図を表示している。

生息地を2次メッシュ（約10km四方）により表示している。

表示している生息地については、執筆者が既存の情報を整理確認し、生息が認められるメッシュを表示したものである。したがって、表示されていないメッシュについても、今後の調査により生息が確認される可能性がある。

ただし、次のような場合には、分布図を表示していない。

⑦分布図を表示することにより、盗採等の危険が生じる種。

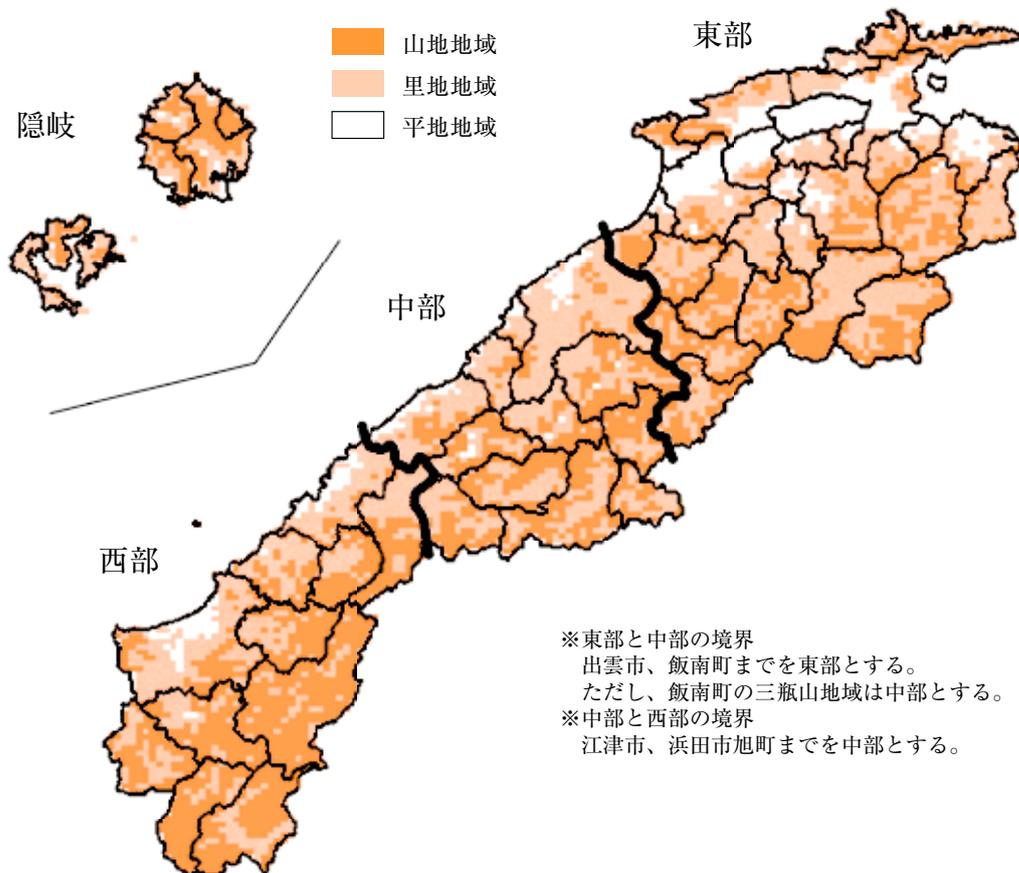
④県内の分布を把握するに足りる十分な情報がなく、一部の確認地域を表示することにより、分布域について誤解を招くおそれがある種。

## (8)存続を脅かす原因

選定種の存続を脅かす原因を簡潔に記載した。

## (9)特記事項

特に記すべき必要がある事項について、随時記載した。



# 島根県市町村地図



## 自然保護に関する主な法令等

### (優れた自然環境の保全を主な目的とする法令)

#### ■自然公園法、鳥根県自然公園条例

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園、国定公園、県立自然公園の地域を指定している。公園区域内では一定の行為が規制されるとともに、指定された動植物の捕獲採取が禁止されている。

#### ■自然環境保全体法、鳥根県自然環境保全体条例

優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を「自然環境保全体地域」として指定し、その保全を図っており、地域内に指定した「野生動植物保護地区」では、野生動植物の捕獲、採取、損傷等の行為が禁止されている。

### (野生生物の保護を主な目的とする法令)

#### ■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）

哺乳類及び鳥類を対象としており、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区の設定や鳥獣保護思想の普及啓発等による保護対策が行われている。また、狩猟の取り締まりや適正化を内容とする狩猟対策も行われている。

#### ■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

#### ■鳥根県希少野生動植物の保護に関する条例

野生動植物保護の中核となっている法令であり、希少野生動植物種（指定希少野生動植物）の指定による個体等の捕獲や譲渡に関する規制、生息地等の保護に関する規制、保護増殖事業（保護管理事業）などが規定されている。現在、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は89種、県条例に基づく指定希少野生動植物は5種（ダイコクコガネ、ミナミアカヒレタビラ等）が指定されている。

#### ■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものについて特定外来生物として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・輸入などが原則として禁止されている。

#### ■文化財保護法、文化財保護条例

学術的価値の高い動植物やその生息生育地などを天然記念物として指定し、保護のための措置を講じている。

### (開発行為に際しての環境配慮に関する法令等)

#### ■環境影響評価法、環境影響評価条例

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上、より望ましいものとするための制度を法制化したものである。

#### ■鳥根県土地利用調整要綱による開発協議

開発事業者は一定規模の開発行為に際して、自然環境に著しい影響が及ばないように、十分な配慮を行うことが求められており、開発計画について知事との協議が必要となる。

#### ■鳥根県公共事業環境配慮指針

県が行う公共事業について環境配慮の方針を示すとともに、環境影響評価対象事業に準じた事業に係る環境配慮システムを構築し、その継続的改善を図るものである。

環境配慮の手順については、事業全体をその進捗に応じて調査・計画、設計、実施の三段階に分け、それぞれの段階において事前に環境配慮事項を設定し、その実行に努め、事業実施後その達成状況を自己評価し、継続的に環境配慮の向上に努めていくものである。